

中小企業振興資金融資制度要領【個別要領】

3 大型設備等導入資金

1 目的

この資金は、工場設備の新設・増設、店舗・事務所（以下「店舗等」という。）の改修や機械化、情報化を図るために事業資金を必要とする企業に対し、金融の円滑化を図ることを目的とする。

2 資金種別

この資金は、工場・店舗等整備融資及びものづくり支援融資により取り扱う。

3 融資対象

融資対象は、次に該当するものとする。

- (1) 企業規模 共通要領第2条に掲げる企業とする。
- (2) 事業実績及び対象業種

事業実績	共通要領第4条第1項第1号及び第4号に掲げるもの	
	工場・店舗等整備融資	ものづくり支援融資
対象業種	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。 ※ただし、不動産業については、自社社屋等（事業実施上、顧客に提供するために保有する収益物件を除く）の整備に要する資金以外は対象外とする。（中心市街地都市機能誘導案件（※）を除く） また、公害防止施設・設備に要する資金にあつては、共通要領第2条及び第4条第1項第3号の規定にかかわらず農業（畜産業含む）も対象とする。	共通要領第4条第1項第2号及び第3号に掲げるものとする。

※中心市街地都市機能誘導案件

旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則第3条対象区域内に限り、不動産業を営む者が顧客に提供するために保有する収益物件の新改築等に要する資金も融資対象とする。ただし、この取扱いは令和6年3月31日までとする。

4 資金使途

資金使途は、設備資金とし、次のいずれかの目的を有するものとする。（原則として、融資あつせん申込みの時点で工事等施工前のものに限る。）

工場・店舗等整備融資	(1) 工場の取得、新・増改築、工場等建設用地の取得及び大型機械設備の導入等に要する資金
	(2) ①店舗等の取得、新改築及び店内施設の改修等に要する資金 ②店舗等の移転等に要する資金 ③店舗等以外で営業のために必要な施設、設備及び用地の取得に要する資金
	(3) 児童福祉事業、介護事業のための施設、設備（施設利用者送迎に供する事業用車両を含む）に要する資金（新たに事業を営む者も可）
	(4) 生産、加工、販売のための機械設備、及び情報機器の購入に要する資金
	(5) 搬送用設備や、大型冷蔵庫などの備品類、及び事業用車両（ただし、道路交通法施行規則第2条で定める普通自動車及び二輪車は除く）の購入に要する資金
	(6) 共同店舗、共同施設、集客施設等の建設・整備に要する資金
	(7) 従業員のための福利厚生施設の整備に要する資金
	(8) 公害防止施設・設備に要する資金（農業（畜産業含む）も対象）
	(9) 企業立地促進資金の切替えによるもの（運転資金を含む。なお、この場合の運転資金は設備資金として取り扱う。）
ものづくり支援融資	新製品の開発、生産プロセスの改善等、事業革新のための機械設備導入に要する資金（老朽化に伴う機械設備の更新は除く。）

5 貸付条件

貸付条件は、次のとおりとする。

条件項目	大型設備等導入資金	
	工場・店舗等整備融資	ものづくり支援融資
貸付限度額	2億円	
貸付期間	15年以内 (機械設備のみの場合は10年以内)	10年以内
据置期間	1年以内	
貸付利率	固定金利	
		5年以内 年1.5%
		10年以内 年1.8%
		15年以内 年2.0%

担 保 ・ 保 証 人	融資申込者が取扱金融機関と協議し決定する。
信 用 保 証	必要により信用保証協会の保証付きにできる。

※貸付金の単位は「万円」とし、償還元金の単位は「千円」とする。

※1年を超えた長期資金として取り扱うこととし、返済方法は、「元金均等月割返済」とする。また、端数調整を行う場合は、最終返済において行うこととする。

※貸付利率は、旭川市中小企業振興資金融資制度の取扱いに係る運用基準に基づき改定することがある。

6 申込手続

(1) 融資を受けようとする者は、旭川市中小企業振興資金融資あっせん申込書（共通様式第2号）に必要な資料を添えて、あっせん機関に申し込むものとする。

(2) 前号の融資あっせん申込書に添付する資料は、次のとおりとする。

履歴事項全部証明書 の写し (法人の場合)	決算書・確定申告 書の写し	見積書等の写し	設備等の図面及び カタログの写し	許認可を要する 業種の場合 (許認可証の写し)	所在地の見取図	その他必要な書類（必要に応じて他の資料を求める 場合あり）
○ (3か月以内のもの)	○ (2期分)	運転 設備	○	○	○	・個別様式第3号 ※必要に応じて ・建築確認通知書又は確認済証の写し

7 企業調査

あっせん機関は、融資あっせん申込書を受理したときは、設備投資計画の妥当性等について必要ある場合は調査を実施する。

8 利子補給

市は、この資金のうち、ものづくり支援融資を借受けした者に対し、別に定める旭川市中小企業振興資金利子補給金交付要領に基づき、予算の範囲内で利子を補給することができる。

9 貸付け及び関係書類の保管

(1) あっせん機関は、対象要件等を審査し、適当と認めたものについて取扱金融機関に融資あっせんを行い、取扱金融機関は審査の上、速やかに貸付けを実行するものとする。

(2) 取扱金融機関は、この資金で貸付けをしたものについて、関係書類に「市大型設備」の表示をして、返済が完了するまで適切に保管するものとする。

10 その他

前各項のほか、この資金の取扱いに係る細則については、別掲の旭川市中小企業振興資金融資制度運用指針（個別事項）に定めるものとする。

中小企業振興資金融資制度運用指針【個別事項】

大型設備等導入資金

1 事業の着手時期

この資金は、あっせん申込み受付後に、設備投資計画の妥当性などについて必要な調査を実施する場合があることから、施工の着手は融資あっせん後となるよう留意すること。

2 大型店に入居する場合の取扱い

店内設備に要する資金及び入居資金（保証金、敷金、権利金など）については融資対象とする。また、既に入居している大型店の改装等で割り付けの変更等に伴う所要資金（保証金など増額分）についても前記と同様に取扱うものとする。

3 コンビニエンスストア化資金の取扱い

コンビニエンスストアの建設資金については、加入しようとする本部が大企業及び大企業系列のものであっても、その企業が独立して経営を営んでいる場合（フランチャイズなど）は、融資の対象とする。

4 設備投資支援融資の取扱い

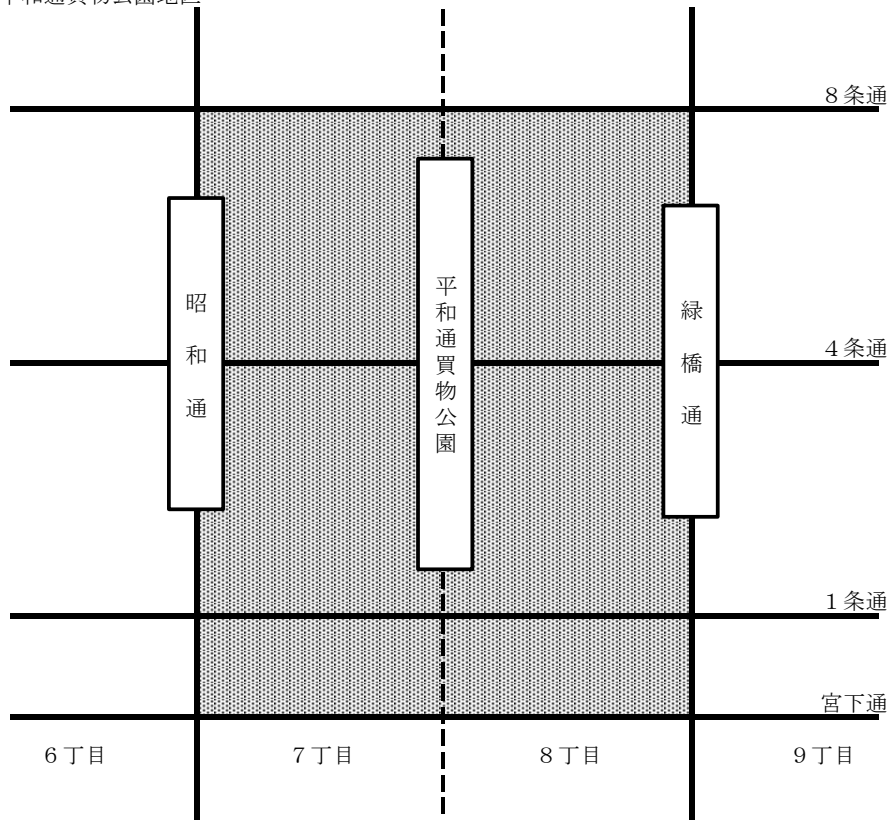
機械設備導入に要する資金には、機械設備を稼働させるための付帯設備工事及び導入に伴う建物の新增改築に要する資金を含むものとする。

5 貸付限度額について

平成20年度以前に中小企業近代化促進資金を借受けし、申込時点で残高を有している場合は、その貸付残高を含むものとする。

※旭川市都市機能の誘導に係る固定資産税の不均一課税に関する条例施行規則第3条に定める対象区域

ア 平和通買物公園地区



イ 銀座通地区

